

千葉県社保協通信

2019年度一 No18 2020年 6月 5日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉サカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

障千連・県社保協

重度障害者医療費助成改善と くらしの場の拡充を県に要請

重度障害者医療費助成制度

8月スタートめざし

精神障害者1級まで 対象拡大!!

6月4日、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会と社会保障推進千葉県協議会は、千葉県知事宛に「精神障害者を含めた重度障害者医療費助成制度の早急な実施とくらしの場の拡充を求める要請書」を16,831筆の署名を添えて提出し、県障害者福祉推進課等と懇談しました。

要請項目は、(1)重度心身障害者(児)医療費助成について ①精神障害者1・2級を対象に加えること。②対象者すべての一部自己負担金をなくすこと。③年齢制限はやめること(2)福祉人材を確保し、グループホームや入所施設・通所施設などの社会基盤を拡充し、公営住宅の増設などで障害者自らがくらしの場を選択できるようにすること。(3)福祉施設職員の働き方、給与等の実態を調査し、福祉・介護従事者の処遇と労働条件の改善することなどです。

懇談の中で、県は重度心身障害者(児)医療費助成について、今年8月スタートをめざし、精神障害者1級を対象に加えるよう準備をすすめていることを明らかにしました。

2018年6月県議会で、精神障害者も対象とするよう求めた請願書が全会一致で採択され、また半数以上の市町村からも同趣旨の意見書が提出されてお



※要請書を提出する障千連天海正克代表と参加者↑

り、長年の粘り強い運動の成果と言えます。

しかし、精神障害者の大半を占める2級障害者を対象に加えることについては、財源問題などの理由で実施主体である市町村の合意が得られていないためすぐには実施できないとしています。

参加したIさんは「妻が2級の精神障害で入退院を繰り返しており、年金とアルバイトで何とか支えている。安心して医療にかかれるよう3障害(身体障害・知的障害・精神障害)平等の立場で一刻も早く2級まで広げてほしい」と訴えました。

さらに暮らしの場の拡充については、2014年1月に批准した国連・障害者権利条約の第19条では「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されています。

しかし、社会資源の絶対的不足により多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしています。

また、専門職であるべき福祉・介護従事者の所得は、一般勤労者の所得と比べ平均月10万円ほど低く、福祉人材を確保できない状況です。

このような実態を知らせ、改善を求める取り組みをさらに広げることが求められています。

障千連 一新型コロナに係る障害のある人及び障害福祉事業所等に関する緊急要望書を提出一

新型コロナウイルス障害者への影響が懸念される中、医療現場、生活施設・通所施設、居宅介護事業所などの介護・福祉現場での、まさに命をかけた献身的なとりくみがあって、なんとか生活を維持できていることもあります。一方利用者の休所等による日割り報酬が減額し倒産寸前の事業所が相次いでいます。

4日、障千連は今後の第2波・第3波の襲来にそなえ、障害者や家族が安心して暮らせるよう「障害者事業所の利用者の外出自粛による休所等における報酬の減収分の補填」などを求める緊急要請をしました。